

旧優生保護法では、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」(第一条)を目的としており、制定当初は遺伝性の病気や障がいに限られていましたが、その後の改正で、遺伝性ではない精神疾患、知的障がい、身体障がい等でも、本人の同意なく不妊手術ができることとされてしまいました。

2020年(令和2年)から2023年(令和5年)にかけて行われた国の調査によると、旧優生保護法に基づき強制的な不妊手術が行われた人は16,475人(遺伝性疾患14,566人・非遺伝性疾患1,909人)にのぼり、本人同意とされている不妊手術が行われた人は8,518人でした。ただし、本人同意とされているものの、同意をせざるを得ない状況に置かれたり、実質的な強制もあったと言われています。

今回の旧優生保護法に基づく強制不妊手術を巡る裁判は、2018年(平成30年)に宮城県で知的障がいがある女性の手術記録が見つかったことが発端で、憲法に違反しているとして、仙台地方裁判所に国を相手取り賠償を求める訴訟が提起されたことからでした。その後各地で訴訟が提起されたことを受け、2019年(平成31年)に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」が成立しました。一方、各地で提起された裁判の第1審では違憲や賠償責任の有無について様々な判断がされ、第2審での高等裁判所(8件)では旧優生保護法を違憲としましたが、賠償請求については2件が除斥期間を認めて国に賠償責任は無いとし、6件が除斥期間を認めず国に賠償責任があるとしていました。

今回の最高裁判所での判断は、国がこれまで旧優生保護法の違憲性への対応に曖昧な姿勢だったことや、「国の損害賠償責任を前提とすることなく一時金320万円を支給するというにとどまるものであった」ことに対して厳しく捉えました。また、補足意見では「被害者の多くが既に高齢となり、亡くなる方も少なくない状況を考慮すると、できる限り速やかに被害者に対し適切な損害賠償が行われる仕組みが望まれる。そのために国において必要な措置を講じ、全面的な解決が早期に実現することを期待する」と指摘しました。

なお、旧優生保護法に基づく強制不妊手術を巡る裁判では、全国手をつなぐ育成会連合会の権利擁護センターの専門委員である関哉弁護士や、当会の評議員である辻川弁護士が弁護団の軸としてご活躍されました。

また、全国手をつなぐ育成会連合会からは最高裁判所判決に合わせ、声明文を發出しています。

### 旧優生保護法違憲訴訟の最高裁判所判決を受けた 声明

令和6年(2024年)7月3日に、最高裁判所大法廷において、旧優生保護法による不妊手術(子どもを作れないようにする手術)を強制されたこと(以下「強制不妊」という。)に対する損害賠償請求訴訟の判決(以下「最高裁判決」という。)が出されました。今回の最高裁判決について、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会(以下「本会」という。)として声明を發表いたします。

本会としては、長い間、苦しんでこられた原告の方々、今も声を上げられていない方々にとって待ち望んでおられた判決が出たことを高く評価し、支持いたします。今後は、一刻も早い国としての謝罪と損害賠償が行われることを強く望みます。

また、こうした判決の方向性は、令和4年(2022年)9月に公表された障害者権利条約対日審査総括所見における勧告に応えるものでもあり、その点においても評価できます。

他方で、本会としては前身に当たる団体(全日本精神薄弱者育成会)が機関誌「手をつなぐ」誌面において、強制不妊を是認、助長していたと受け取られる記事を掲載していたことを忘れてはなりません。育成会活動が知的障害のある人の権利擁護を掲げる以上、この事実をなかったことにすることは許されず、常に自戒、反省しながら活動を進める必要があります。改めて、人の尊厳を傷つけるような行為に対して無自覚な行動を起こさないよう戒めます。本会としては、こうした認識の下、たとえば知的障害のある人の恋愛・結婚・出産・子育てに関するセミナーを開催したほか、必要な支援サービスの拡充を要望するといった活動を展開しており、今後も継続していきます。

最後に、被害者の年齢を考えると、最高裁判決を受けた補償など問題解決に残された時間はわずかです。政府および国会には、子どもを生み育てることを否定されてきた障害のある人たちの悔しさ、無念さを改めて思い返していただき、一刻も早い被害者への謝罪と名誉回復、そして必要な賠償と決して同じ過ちを繰り返さないための検証と対応措置を強く求めます。

令和6年(2024年)7月5日

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会  
会長 佐々木 桃子